

令和8年6月定例会 一般質問 富家章裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「保育現場を支える人材の確保と処遇について」

○富家章裕 それでは、日本維新の会、富家章裕の一般質問を始めさせていただきます。

私も任期2年目に入りまして、この場に立たせていただくのは5度目となるんですが、なかなかこの緊張感には慣れないもので、市の幹部の方が座ってらっしゃって、前には先輩議員さんが、傍聴の方が、そしてカメラの向こうにはたくさんの方が見守っていただいていると思うとなかなか落ち着かないものなんですけれども、とはいえ何回か回を重ねるうちに少しずつ周りを見る余裕も出てまいりまして、ほかの先輩議員さんの質問を見ながらいろんな型があるんだなど。市の行政の施策を解説したり広報したりするような解説型の質問もあれば、追及型の質問もあれば、一番多いのが提案要望型かなと思ひまして、その提案要望型の質問を聞いてましてちょっと思ひましたのが、議員さんの熱量と、あと受け手の職員さん側の熱量にちょっと温度差があるのかなというところがありまして、朝も福岡議員の冒頭のところで言葉に心が籠もってればすごく響くという話でしたが、議員さんはこの一般質問、代表質問にかけて数か月であつたり、場合によっては数年の期間をかけて調査研究をされて臨まれるわけです。それに対して理事者の方のご答弁は、どちらかというと事務的な、素っ気ないようなところもあるのかなということで。これは、何が悪いとかっていうことではなくて、恐らく議員さんと職員さんとは社会課題の捉え方であつたり解決に向けてのステップが違うんだらうなということで認識していまして、議員さんっていうのは、いろんな社会課題を見詰めるときに市民さんからの相談を受けてということが多いと思うんですけれども、その市民さんを通して社会課題を受け止めると、その状態としては今困ってはるっていう方が多いので今マイナスの状態であつたり、この状態を何とかまずゼロに持って行って、さらにそこからプラスに持っていかなくやいけない、だからこういう政策を提案するんだっていう足し算的なプロセスを経てらっしゃるのかなと。一方、行政の方はといいますと、市民さん、もちろん相談を受けられることも多いんですけれども、やはり全体の公平性であつたり財源の問題であつたり、あとまた優先順位の問題があつたりするので、個別に事象を見るというよりも制度を通して事象を捉えてらっしゃるのかなと。解決のステップとしては、新規に制度をつくるということであればゼロから1を生み出すであつたり、新規の事業ではなくて拡充っていうことであれば、違う事業でやってた、予算のことがありますので、そこを引き算してプラスに持ってくると、そういう足し算、引き算の考え方が違うのかなっていうのをちょっと感じたところでございます。

私は、本日提案型ということで保育所等であつたり学童保育所について提案をさせてい

ただくに当たって、足し算、引き算、どれでいくのがいいのかと考えたときに、行政の方に受け止めていただいて動いていただくってことを考えれば、ゼロのところから1を生み出してくださいってというのは大変しんどいものがあると思うので、何か既存のものを組み合わせ、掛け算的な要素で組み合わせ、あるものを有効に使って生み出すような、そういう提案ができたらなということではと考えておりますので、保育の人材の確保等に関しましては移住政策との掛け合わせの提案をしたいと思っておりますし、学童保育所については、現在公立学童保育所についてはもう既に公立の学童保育所と民間の活力が掛け合わさってるわけなんですけれども、そのクロスがいいのかどうかっていうのを一回割り算で分解しまして、因数分解みたいな難しいことは私はできませんけれども、そういった形で整理して皆様と課題を共有できたらと思っております。

では、1問目の質問です。こども誰でも通園制度についてどのような課題があるのか、現場での評価を教えてください。

以上、壇上からの質問です。

○子ども家庭部長 こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業は、利用可能な時間が限られているため、乳幼児が家庭とは異なる環境や職員に慣れるまでに時間を要することや生活習慣が定着しにくいことが課題であると捉えております。

以上でございます。

○富家章裕 そうですね、通常の保育所等と違って乳幼児等が家庭とは違う環境に慣れるまでが時間がかかると、そういう事業であるということで理解しております。この前、担当課の前を通らせていただいたら、こういう分かりやすい資料も作られてて、非常にかわいらしくて伝わりやすいのかなということで受け止めたんですけども、やはり慣れるまでに時間がかかるということで、支援が必要なお子さんへの対応はどうなのかっていうのが気になる場所なんですけれども、専門的な支援を必要とする児童の受入れの可否とその対応を教えてください。

○子ども家庭部長 専門的な支援を必要とする児童の受入れにつきましては、初回の利用時は、家庭とは異なる環境で児童が安心して過ごせるように、親子での利用を可能にするなどの対応を行っております。その際に、保護者から児童の発達状況や日頃の生活習慣の聞き取りを行い、一人一人の状況に応じた支援を実施するように心がけております。

以上です。

○富家章裕 一人一人の状況に応じた支援を実施されてるということで。

では、次の質問に参ります。

保育士等の最低限の配置基準や支援時の加配の基準といったものはございますか。

○子ども家庭部長 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児につきましてはおおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数は保育士としております。国におきまして、支援等の必要なお子さんに関しましての基準は現時

点では示しておられませんので、乳児の特性や利用状況を踏まえ、安心して利用できるための専門性のある職員の配置が必要であると考えております。

○富家章裕 乳幼児の特性や利用状況を踏まえてということ。

そうしましたら、市の担当課の職員さんが実際に現場の状況を見て、その配置が適正かどうか評価されたり判断されているという理解でよろしいでしょうか。

○子ども家庭部長 そのとおりでございます。

○富家章裕 では続いて、保育所、こども園等の質問に進みます。

香芝市立保育所及び認定こども園において、共通する現場の職員目線での課題にはどういったものがありますか。

○子ども家庭部長 人材の確保及び育成が大きな課題であると認識しております。また、支援を必要とする児童及びその保護者への対応が多様化していることから、一人一人の児童に丁寧に対応するための時間の確保が困難であることも課題であると考えております。

以上でございます。

○富家章裕 人材の確保、育成、そして児童に対応するための時間の確保が困難であるということですが、そういった困難な状況であるということにつきまして、市の職員さんは各施設にどのくらいの頻度で足を運んで確認してらっしゃるのか、また保育所長さん、こども園長さんと担当課の職員さんが顔を合わせる会議といったものは定期的開催されているのでしょうか。

○子ども家庭部長 施設等に行く頻度というのは決まっておりませんが、定期的に施設等に状況確認には足を運んでおります。また、毎月のように、所長会や園長がある会議のところにはなるべく参加するように努めております。

以上でございます。

○富家章裕 定期的に足を運ばれてる、また施設の長の方とも話をして現場の状況をつぶさに把握されてるということかと思えます。

では続きまして、香芝市立保育所及び認定こども園における職員の充足状況はいかがでしょうか。

○子ども家庭部長 正規職員に加えまして、会計年度任用職員及び派遣職員を活用することにより、保育の実施に必要な職員は確保できております。

以上です。

○富家章裕 人数は確保できてるということ。

では、今派遣職員さんっていう言葉もあったんですけども、派遣の保育士であったり保育教諭の方の人数は全体で何人いらっしゃいますか。

○子ども家庭部長 令和8年5月12日時点で、派遣の保育士及び保育教諭の人数は合計17名でございます。

以上です。

○富家章裕 17人、結構思っていたより多いのかなという印象ですが、その派遣の方に係る

経費というのは会計年度の職員さんと比較して差はございますか。

○子ども家庭部長 派遣職員に係ります経費につきましては、派遣会社のほうに支払う委託料の中に派遣職員の賃金であるとか職員を募集されています募集に係る費用や社会保険料、事務費等が入っておりますことから、派遣職員さん本人に幾ら渡っておりますってところは分かりませんので、その者を会計年度、うちの直雇いの職員と比較することは難しいかなと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 分かりました。派遣の方には諸経費が含まれておるという中で、そういった方たちの力も借りながら今保育の現場では子供たちの安全・安心を守っていただいているということで、理解いたしました。

では続きまして、保育所と認定こども園の職員及びその中で主任さん、主幹保育教諭さんの昨年度の有給休暇の取得率はいかがでしたか、また市職員、一般事務職の方における有給休暇の取得率も併せて教えてください。

○市長公室長 有給休暇の取得率につきましては、1人当たりの1年間におけます有給休暇の平均取得日数ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、保育所及び認定こども園全体の取得日数でいきます。まず、保育所につきましては7.8日、認定こども園は8.8日でございます。

そして、主任保育士等の取得実績でございます。まず、保育所では7.1日、認定こども園では8.5日でございます。

そして、保育士、幼稚園教諭を除きました一般職の年次休暇の平均取得日数につきましては12.9日でございます。

以上です。

○富家章裕 主任さんの取得の加減を聞きましたのは、一般の職員さんの有休の取得を勧めることで、かえって主任さんに負担のしわ寄せが行ってないのかなってということも気になって聞いたんですけれども、そのあたり、一般の先生と主任さんとの差はないということが分かったのですが、一般職の事務職の方と比べると、一般の方は12.9ってということでしたので、相当の開きがあるということですね。保育所現場における保育士さん等の有給休暇の取得ってというのは、もちろん皆さんと同じでそうなんですけれども、やはり働き方が週6日っていう特殊な状況もありまして、土曜日もしないといけないということでなかなか固定の休みが取れなかったり、土曜日半日出て平日半日休む、いわゆる半私というやつですけれども、取ったりとか、なかなか休暇が定まらないのが実情かなと思うので、このあたりの有給休暇の取得率をどう伸ばしていくのかっていうのは今後の課題かとは思いますが、これ、直ちに取得率をじゃあ上げるってなると、それはどこかにしわ寄せが行ってもいけないことですので、まずはそれぞれの施設の内部で配置、シフトの工夫は、されてるんでしょうけれども、そういったところをしていただいた上で、人は充足しているということでしたけれども、保育士さんは7日、8日しか年に取得できてない。恐らくマックスで20日ほどあるん

でしょうかね。なので、12日ほどは取れるべきものが取れていない。各施設によって職員さんの人数も違うんでしょうけれども、1人当たり12日取れてない、20人規模の施設であれば240日分取れてないっていうことを考えたら、大体1人分ぐらいの人が、充足してるということではございましたが、まだ不足してるのかなっていうふうにも感じられますので、今新規採用の職員もたくさん応募をかけられて募集に取り組まれてる、また派遣の方もっていうことで、あの手この手でやっていただいていると思うんですが、もう一息の人材確保っていうのが必要なということは感じます。

では続きまして、大阪市の賃金水準、保育士さん等ですね、及び職員募集の取組とを比較して本市の状況をどのように考えていらっしゃいますか。

○子ども家庭部長 大阪市の賃金水準と比較しますと、香芝市の保育士及び保育教諭の賃金水準は低い状況にあると認識しています。保育の人材の確保には全国的な課題であることから、他市町村の賃金水準や募集方法、採用に向けた取組を参考にすることと、また地域手当の引下げにより大阪市への人材の流出につながっている可能性があるということを考えており、国に対しまして地域手当の是正に関する要望を行うことや保育の人材の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 人材確保について努めていきたいと考えていらっしゃるということでしたが、香芝市におきまして、優秀な人材の確保のための有効な施策の在り方と課題をどのように考えていらっしゃるのか。例えば民間さんに対しては、宿舍の借り上げ補助をされてましたり、保育補助者雇い上げの強化事業、また2万5,000円の給付といったこともされてますが、どういった施策が有効と考えられ、課題をどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○子ども家庭部長 現在優秀な保育の人材を確保するために、令和8年度におきましては、大学や短期大学の進路担当部署のほうに行きまして、応募につながるような働きかけを行っているところでございます。そこでまた状況を聞いて、今後も継続した働きかけを行いながら、優秀な保育の人材の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 今のご答弁で、優秀な人材を確保するために大学であったり短期大学のほうに働きかけを行っていらっしゃるということでしたが、今手元にお配りした資料を参考にご覧いただきたいんですけども、他市ではどういう取組をされてるのかっていうのが、民間の保育施設に関するこちらは資料になるんですけども、参考になるんですけども、ご覧いただきたいんですけども、まず保育士さんの写真がある左側の部分、これは大阪市のほうで発行されてるものなんですけれども、一番上に働き方改革支援っていうのがありまして、有給休暇の取得促進、完全週休2日制の導入促進、こういったこともされてます。今のご答弁で、香芝市の公立においてはまだまだ有給休暇取得について伸び代はあるのかなっていうところで、民間さんは分かりかねるんですけども、同じような状況であればこうい

った施策についても香芝市では有効ではないかなと思うところでございますし、裏面のほうをご覧いただいて、大阪市が選ばれる3つの理由ってということで、下のところに幾つかメニューがあります。家賃の負担軽減をされてるとか、これは香芝市でもされてますし、継続勤務を支援、10年間で最大160万円、これは香芝市では月2万5,000円をされてますので、ここについては特に比較において劣後するところはないのかなと思うんですけれども、その後の就職準備金であったり、保育士さんが子育てをされておれば保育料を半額貸し付けて、2年間勤務したら免除というようなこともあります。

大阪市と香芝市では全然財政の規模が違いますので同じことをするのは無理かと思うんですけれども、これは一つの提案でございますが、こういった保育士さんの確保に併せて組み合わせたらいいのかなと思うような施策がありましたのでご紹介させていただきますと、香芝市移住支援金の制度ですね。これは奈良県と共同でされてる事業かと思うんですけれども、東京圏から香芝市内へ移住されたり、定住促進されて県内の企業で働かれるという方に対して、人手不足の解消のためにですね、単身で来られたら60万円、世帯で来られたら100万円というようなメニューがございます。人が移り住んでこられて人口が増えれば、それはすごくいい施策だと思いますし、それに加えて移り住んでこられた方が特に香芝市で人材が不足してますこういった保育の分野であるとか、そういったところにマッチすればさらにいいのかなと。なので、できるかどうか分からないですけれども、今この制度は東京圏からっていう限定の制度になってるんですけれども、保育士さん等の人手を確保しようということであれば東京圏だけでなくもっと地方の、地方においては子供が減ってきてて保育の人材が必要なくなってきたという地域もあるのではないかって思いますので、そういった地方にも拡充して、移住されてきた方に対しては転居費用を貸し付けたり、もともと住んでらっしゃって香芝市で働きたいという人に対しては奨学金の一部を肩代わりしたり、もちろん無尽蔵に受け付けると予算的にはしんどいと思うので一定の枠は設けてとは思いますが、そういった組合せの施策を展開していただいて、保育だけに限らず介護もそうだと思います。障害福祉もそうだと思います。そういった人材に移り住んできてもらって、そして香芝で働いてもらう、そういう施策を展開していただければ、一つ香芝市の保育もより底上げされるのかなと思いましたので、紹介をさせていただきました。

では続いて、学童保育のほうに移ります。

保育幼稚園課において学童保育の所管をされてるかと思いますが、学童保育所というのは保育所、認定こども園、幼稚園と比較してどのような位置づけでしょうか。

○子ども家庭部長 学童保育所を保育所や認定こども園、幼稚園と比較するというのは、対象児童や事業の目的が違いますのでなかなか難しいですが、学童保育所は子ども・子育て支援法第59条に基づきまして実施をしている事業でございますので、非常に大切な事業であると考えております。

以上でございます。

○富家章裕 法律に基づいた大切な事業だというのはもちろん分かって質問させていただ

いたんですが、あえて再確認をさせていただきました。

では、学童保育所、最近鎌田学童が校外に新たに新設されるというようなことがございましたが、小学校の敷地外における鎌田学童保育所の放課後児童支援員の目線から見た課題というのにはどういったものがあるのでしょうか、また今後の小学校内への移設のスケジュールはどのようになっているのかを教えてください。

○子ども家庭部長 小学校の敷地外に位置している鎌田小学校の学童ですが、鎌田小学校の運動場を活用して外遊びを実施しております。学校までの距離が近く、学童支援員も同行しているため、移動等については大きな支障はないものの、夏になりますと、気温の上昇を考慮しますと小学校の敷地内にあるほうがより児童の負担は少ないのではないかとということでは考えております。

なお、小学校への移設のスケジュールにつきましては、今のところ令和9年度をめどに鎌田小学校の学童保育所を移していきたいと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 今ご答弁いただいた鎌田学童を含めまして、本市の公立学童保育所は指定管理者を導入されてやってこられてるわけですが、指定管理者制度を実施しての総括としてどのように検証されてますでしょうか。

○子ども家庭部長 すいません、少し長くなりますが、言わせていただきます。

指定管理制度の導入により、指定管理者が行う自主事業といたしまして、全国で学童保育所の運営を行っていることを利用し、Z o o mを活用したけん玉大会の実施やおもちゃ制作等のアイデアコンテストを実施されたり、香芝市内の児童だけではなく全国の児童との交流を図ることで児童に対して多様な遊び及び生活の場を与えることができています。また、保護者に対しましては、ハグノートというアプリを利用した連絡体制の整備や長期休業中におけるお弁当の提供を開始することで保護者の負担軽減が図られたと考えております。指定管理制度を導入することによりまして、費用面の検証も行っておりまして、香芝市が直営で学童保育所の運営を実施した場合に発生すると思われる人件費、備品購入費、消耗品、光熱水費等の費用を算出したところ、指定管理制度を導入したほうが費用面でも効率的な運営が図られていると考えてございます。

以上です。

○富家章裕 Z o o mを活用したけん玉大会など、いろんなイベントを開催されて子供たちの放課後が充実するように工夫をされてるということは分かりました。後段で費用面の検証も行っているということで、人件費であったり備品であったり光熱水費ですね、指定管理者を導入したほうが効率的な運営が図られているというご答弁があったのですが、私も自分なりにコストっていうのを計算してみました。

お手元にお配りしてる資料の2枚目のほうです。ご覧いただきたいんですけども、上段と下段に分かれてまして、この上段っていうのが現在公立学童保育所の運営にかかっている経費がどういう補助の内訳で成り立っているのかということを令和6年度の決算であった

り主要な施策の成果報告から自分なりに当てはめて計算したものでございます。手元に詳細なデータがなかったり、制度の運用について現場の運用が分からないところもあるので必ずしも確かではないんですけれども、上の表で見ていただくと、一番下に指定管理料っていうことで入れておるんですが、指定管理料に2億1,500万円かかっておりますと、このうち市の負担というのが8,300万円ほどあるというのが、これが6年度の公立学童に係る現状かと思います。

それに対して、公立でやってみたらどうなるのかっていうのを簡単にシミュレーションしてみました。単に公立に移し替えるだけではなく、児童への配置というのも手厚くするほうがいいだろうという認識で、今一般的には大体15対1ぐらいで支援員さんが配置されてるのかなと思うんですけれども、プラス1を加えた人数、全体でいったら26人多い人数で、かつ補助メニュー、今は指定管理者さんということで使えてない部分があると思うんですけれども、障害児受入推進事業、別添3というやつですね、であったり、育成支援体制強化事業、別添10であったり、またキャリアアップ処遇改善事業、別添12、こういったものも、国の子ども・子育て支援金の実施要項とか交付要綱とかQ&Aを見させていただいた限りですけれども、公立で運用すればこういったところも取れるのかなという部分がございますので、人数も増える、賃金的にも改善したシミュレーションをしましたら、もちろん運営経費としては現状2億1,500万円かかっているのが2億6,000万円ということで大幅にアップはするんですけれども、補助のメニューを活用することで補助金もたくさん入ってきますので、実質市の単費としては同じく8,000万円台でいけるのではないかと。ただ、あくまで私の試算ですし、システムに係る費用っていうのはどうしても計算しようがなかったもので入っていないんですけれども、そういった形で分析はさせていただきました。

何が言いたいかといいますと、直営のほうがいいんじゃないかということではなくて、今は指定管理ということでもう方針が決まっておりますので、また今年度選定があるかと思うんですけれども、A者かB者かという判断になると思うんですけれども、それ以前として、直営か指定管理かっていう選択肢も持っておいていただいて、丁寧な施策展開をお願いしたいという意味での資料の提示とさせていただきます。

続きまして、学童保育の指導員さんの充足状況はどのような状況でしょうか。

○子ども家庭部長 現時点におきまして、学童指導員は充足していると聞いてございます。以上でございます。

○富家章裕 充足されてるということですね。

じゃあ、充足されてる中で処遇はどうかということで、指導員さんであったり施設の長の方に対してアンケート調査やヒアリング、こういったことを実施されてるかと思うのですが、どのような現場での課題があると受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（中山武彦） 上平子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 指定管理者が雇用しています職員を対象に実施している職場環境アンケートやヒアリングの結果から、支援を必要とする児童への対応や新規採用職員の指導に

関する負担があることについては報告を聞いております。また、これらの課題を、指定管理事業者におきましては、研修を通じた職員の質向上を図るとともに、保護者との情報共有や社会福祉士による巡回指導を実施し、改善をされています。また、新規採用職員につきましては、社内研修のほか、奈良県をはじめとして実施されています研修への積極的な参加を促すことによって、指導力や支援の質向上に取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○富家章裕 ご答弁の後段のほうで様々な研修を実施されてるということは理解したんですが、前段のところで、職員さんに対するアンケート調査やヒアリングを実施してると思うというふうに私は質問させていただいたんですけれども、今のご答弁では指定管理者のほうアンケートをしたりヒアリングをして、その結果を報告を受けてらっしゃるというご答弁だったと思います。これは要望ですけれども、学童保育、放課後児童健全育成事業っていうのは、実施主体は市でありますし、公設の学童保育所でもありますので、指定管理者のほうでそういったことを行うのではなく、市が直接職員さんの心理的な安全性も確保した上でアンケート調査であったりヒアリングを実施されるのが望ましいかなと思いますので、その点は強く要望させていただきます。

続きまして、支援を必要とする児童の受入れの可否と対応を教えてください。

○子ども家庭部長 支援を必要とする児童の受入れにつきましてですが、必要に応じて、各小学校の学級担任や特別支援学級の担任の先生方と学校の生活の状況や特記すべき事項につきまして情報共有と連携を図りながら、その児童を行うように対応を行っております。

以上でございます。

○富家章裕 学校の先生と情報共有と連携を図りながらということでしたけれども、その情報共有と連携を図っているのは誰がしていることなんでしょうか。

○子ども家庭部長 学童保育所の指導員やシダックス、それから状況によりましては担当課の職員も一緒に入りながら状況を聞きまして、その児童に対して何が一番いいかというところを話し合いをさせていただいております。

以上です。

○富家章裕 では、最低限の配置基準や支援が必要な場合における加配の基準といったものはあるのでしょうか、適切な基準、実際の配置割合と確認方法はどのようになっているのかを教えてください。

○子ども家庭部長 香芝市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、1つの支援の単位ごとに放課後児童支援員を2名配置することとしています。

また、支援を必要とする児童に対する加配の基準ですが、支援が必要な児童に対して放課後児童支援員が直接支援をするに当たりまして、児童が一人一人様々な特性を持っていることから個々の支援内容を放課後児童支援員自身が見いだす必要がありますが、集団の保育と両立が必要であることから、指導員が積極的に研修や参加を行い支援を行うことを必要としておりますが、割合に関しましては、お子さんの状況に応じまして1対1の場合もあ

れば2対1、3対1というふうに基準はなってるような状況ですが、明確なものはございません。

以上でございます。

○富家章裕 明確な基準はない中で、ではその配置が適正かどうかというのはどのように確認していますか。

○子ども家庭部長 学童保育所を利用されていますお子さんが安心して学童保育所を利用されることが一番ではないかなと感じておりますので、そのお子さんがほかの児童のお子さんと安心した環境の中で学童を利用されてることが適正かなと感じております。

以上でございます。

○富家章裕 その適正かどうかは誰が判断してるんですかね、指定管理者さんが判断されてるのか、それともそれを受けて市が最終これで大丈夫ということで判断されているのでしょうか。

○子ども家庭部長 市のほうが判断させていただいております。

以上でございます。

○富家章裕 では、指定管理者制度の具体的なメリット及びデメリットを1つずつ挙げるとすれば、どのようなことが考えられますか。

○子ども家庭部長 メリットといたしましては、民間事業者が有する専門的な知識や運営のノウハウを活用していることがメリットで、本市の場合も指定管理者の自主事業としてZoomを活用して全国の児童との交流事業が実施されており、利用する児童に対しまして多様な体験の機会を提供していることや、また安定的な施設運営や市職員の事務負担の軽減につながるものがメリットだと考えております。

また、デメリットに関しましては、指定管理制度が5年ごとの更新が必要であることから、事業者が変更になった場合には放課後児童支援員の離職が生じる可能性があることや利用児童や保護者への周知がまた必要となることがデメリットだと感じております。

以上でございます。

○富家章裕 メリットの部分についてはおおむね理解いたしましたが、今デメリットのご答弁の中で指定管理者制度では5年ごとの更新が必要になるとおっしゃってましたが、これは必ずしも5年である必要はないのではないかなと。過去に香芝市でも最初は3年でやってたっていうような事例もありますし、他市でいいですと民間の、これは委託ですけども、単年度更新されてるところもありますので、5年が必須ではないっていうことで認識してますので、またそのあたりは次期の募集をかけるときに選定委員の中で期間も含めて検討されると思いますので、5年という刷り込みがないような形でまたゼロベースでご検討いただけたらと思います。

続きまして、本市における学童保育所の優秀な人材の確保のための有効な施策の在り方と課題はどのように考えていらっしゃいますか。

○子ども家庭部長 放課後児童支援員等の処遇改善を実施いたしまして、月額9,000円相当

の賃金の改善をしていることと、また継続的に人材育成のための研修の充実や放課後児童支援員へ年1回のアンケート調査を実施することで放課後児童支援員の質の向上や雇用の安定化に努め、長期的に勤務いただける人材が確保できるように努めているところでございます。

以上です。

○富家章裕 人材の確保につきましては、先ほどの保育同様、もちろん働いてる方はお金ではない部分がほとんどだと思うんですけども、生活もございますので、実質的な金銭面での労働に見合った対価というのは必要かと考えておるんですが、これ、民間の保育所さんに対しては今2万5,000円ですね、月額、の補助をされてますが、この同様の制度を学童の保育所においても導入するという考えはないのでしょうか、ないのであれば理由と併せてお答えください。

○子ども家庭部長 現在民間の保育所等に月額2万5,000円の補助をしておりますのは、県の補助を活用させていただいて補助をしているような制度となっております。まずは、学童保育所の補助の中にもいろいろな支援員に対する処遇改善の補助メニューがございますので、全てが活用できてるわけではございませんので、まずそちらを活用させていただいてからというところを検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○富家章裕 検討いただくということで、今後学童保育所だけでなく私学助成園であったり、病児保育も同じようなくくりでいえば保育のお仕事をされてるわけなので、就学前の児童に係る事業として幅広くご検討はいただければありがたいのかなと思います。

続きまして、今2万5,000円の負担であったりとか、歳出の話をさせていただいたんですけども、今度学童保育の保育料についてもお尋ねいたします。

学童保育所の保育料につきまして、国の制度設計では負担割合50%っていうのが示されています。本市の予算委員会でお尋ねしたところ、受益者負担割合28.8%だというご回答がございました。長期的に安定的な学童保育所を運営するためには、負担の適正化ということも必要かなというふうに思っております。実際に本市でも平成28年度に保育料の値上げの条例提案がなされまして、当時3,500円だったのを7,000円に上げるという案がありましたが、それは高過ぎるということで5,000円にとどまったんですが、7,000円という案も10年前に出ておりました。他市の事例でいいますと、生駒市さんであれば今、月額7,000円ということで、今香芝のこの5,000円っていうのが適正かどうかということについて、見直しの必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長 私から答弁申し上げます。

まず、前提といたしまして、公立学童保育所につきましては、私自身も視察を繰り返して現場の状況を見て回るなどいたしまして、様々な課題があるものと認識をしております。その一つには、利用を希望する児童の数が増加してきており、専用区画の面積が狭小で育成支援のための環境としては十分な余裕がない状況がうかがわれたり、定員を超過して既存

の施設に受け入れることができないことから新たな施設を確保する必要が生じたりするなどしており、学童保育所について今後も良好な環境を確保して安定的に運営していくためには、一層の努力と工夫が必要であるものと考えてございます。

その上で、議員ご指摘のように、学童保育所の保育料につきましては、受益者負担の観点からはやや安価に過ぎ、本来的に保育の需要が低い児童の利用までも誘発しているというご意見があることも承知してございます。もしそうであるならば、そのことによりまして、本来は十分な専用区画の面積や十分な施設を備えているにもかかわらず、先ほど申し上げたような環境を生み出している可能性があるものと考えてございます。例えば小学校低学年と高学年では、保育の需要の程度は異なるものと考えられます。そのことから、低学年よりも高学年のほうが保育料を高く設定するなどの工夫をする余地も例えばあるものではないかというふうにも考えてございます。また、夏季休業中であってもそれ以外の期間であっても同じ保育料という点につきましても、改善に向けて検討する余地があるのではないかとこのようにも考えてございます。一方で、子育て支援という観点からは、保育料の金額は据え置きたいという思いもございますので、学童保育所の保育料という点につきましては、いずれにいたしましても今後あらゆる事項を考慮して慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○富家章裕 また、保育料の設定につきましては、総合的な観点からご検討を進めていただければありがたいかなと思います。

質問は以上で終わります。本日は、保育のことであつたり、主に学童を中心に質問をさせていただいたわけでございます。本日は人材の確保と処遇にというタイトルで質問させていただいたんですけれども、本来であれば、学童保育所の在り方というのを考えた場合には、児童目線で本質的な話をするのであれば、公立学童保育所と指定管理っていう、そのこの掛け算ではないように私は考えてまして、本来議論をすべき、深めるべきっていうのは公立学童保育所と小学校との関わり、これが本来話をしなければいけない部分かなというふうには感じております。

学童保育所では、育成支援を実践されてます。単に児童をお預かりするのではなく、そこが生活の場であり、その中で自主性、社会性、創造性を育むということで、平たく言うと安全・安心が保たれている環境で、きちっと満たされた空間があり、愛情を持って接してくれる先生がいて、そして小学校との連携ができていうのが必要な要素ではないかと思っております。学童保育所の児童は、一日小学校でやった様々なことを抱えて帰ってまいります。友達とけんかをしたとか授業で、勉強で難しいことがあったとか、様々なことを抱えて帰ってきて、それを受け止めて話をしてくださるのは放課後児童支援員さんです。その接続を円滑にするためには、小学校との接続、結節っていうのを重視すべきではないかと私は考えてまして、そこがうまいこといくことで学童保育所で子供たちが楽しく過ごせる、そして楽しく家庭に帰っていく、そしてまた次の日には元気に学校に登校できる、そういう

サイクルが生まれるものだと思っておりますので小学校との接続っていうのは非常に大事な課題だと考えておまして、ただとはいえども学童保育所が過度に小学校に依存することになっては、これはいけないと思いますので、適切な関係性を保ちながら関係性を築いていくためには、これは持論ですけれども、今学童保育所の事業は福祉部のほうに置かれていますけれども教育のほうにあるのが好ましいのではないかなと思っております。

実際過去の事例でいいますと、コロナ禍のときなんかは、あのときは学童保育所の所管が教育委員会にあって隣に学校教育課があったので、今日どうする、ああするっていうのも隣同士、顔を突き合わせて相談もできた、その点について教育長も力強くプッシュしていただいた、そういった成功的な事例もあったのかなと思いますので。もちろん福祉にあることでのメリットっていうのもたくさんありまして、幼保からの接続がスムーズにいくであったりとか、児童福祉課さんもあるので、特別な事情がある家庭への対応っていうのはそちらのほう为上かなという部分もありますので、こちらにつきましてもまた総合的にご検討いただきたいなというところで、今後鎌田の学童が戻っていく、五位堂学童保育所が複合化されていくという、そういう時期までには他市の事例等々も調査研究いただきたいということをお願いいたします。

今小学校の話をさせていただいたんですけれども、そういう話をしないといけない中でなぜ今日あえて処遇の話をさせていただいたのかを申し上げますと、この指定管理の制度は今年度がちょうど見直しの年に当たります。恐らく9月の議会で指定の議案が上がってくるのではないかなと思っております。上がってきた段階で、これはどうなってるの、あんなってるのと聞くのではなく、今この段階で問題提起をしたかったということでございます。冒頭でお伺いしたように、学童保育所っていうのは大切な事業であると、保育所等と同じようであると、なのであれば現場の声をしっかり聞いていただいて現場を知るといふ、この基本の部分を徹底をお願いしたいですし、あわせて専門的な部分の整理、児童福祉法であったり放課後児童クラブの運営指針であったり設備及び運営の基準であったり、それ以外でも関係法令がたくさんございます。直近であれば労働基準法の施行規則の改正なんかで令和6年4月に労働条件明示のルール、こういったところも大きく影響してくるかと思ひますし、こども性暴力防止法、これは本年12月に施行される予定ですが、こちらも大きく関わってくるかと思ひますので、現場に行っていただいて基本的なことも押さえていただいて、そして専門的なこともきっちりカバーしていただく、こういった対応を切にお願いいたします。

長くなりましたが最後に、学童保育の指導員さんというのは、今は指定管理者、民間の会社の社員さんでございます。ただ、後に入った方は別ですけれども、もともとは市の臨時職員さんでした。その方が行政の施策の転換、指定管理者制度を導入するという転換に合わせて転籍をいただいたというような状況でございます。学童保育所の指導員さん、今もこの時間、そろそろ準備に入っていらっしゃるかと思うんですけれども、現場で子供たちを支えてくれてますし、来年度以降たとえ実施の主体が替わったとしても同じ方々が温かく子供た

ちを出迎えてくれる、そういった立場の方です。そういった方たちの処遇であったり職場環境を常に注視していただきまして、そのことが子供たちの安全・安心につながるものだとは固く信じておりますので、本日のご答弁はちょっともやっとした部分もあったんですけども、また9月の指定管理の議決の際に最終的な答え合わせをさせていただきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。